

平成 31 年 1 月 29 日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長代行 井上 俊夫
産業医担当理事 濱名 哲郎

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の
労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について

神奈川県医師会を通じて日本医師会長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安
全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会長より本職宛てに送付がありましたの、ご参考までにお知らせいたします。

本件は、今般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について別添のとおり通知がなされました。

厚生労働省では、今回の法改正に伴う産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法令及びじん肺法令関係）、面接指導等（労働安全衛生法令関係）について産業医業務を行う上で想定される問答集をとりまとめたとのことです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■主な項目

第 1 産業医・産業保健機能の強化について

- ・産業医の権限の具体化
- ・産業医の辞任又は解任時の衛生委員会等への報告
- ・産業医等に対する健康管理等に必要な情報の提供

- ・労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等
- ・産業医等の業務の具体的な内容の周知
- ・労働者の心身の状態に関する情報の取扱い
- ・安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録・保存
- ・産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め

第2 面接指導等について

- ・医師による面指導の対象となる労働者の要件
- ・労働者への労働時間に関する情報の通知
- ・研究開発業務従事者に対する医師による面接指導
- ・労働時間の状況の把握

お問い合わせ先

保険医療学術課 担当:深澤

横浜市中区富士見町3-1

TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp